

昭和52年度帰国研修員巡回指導

税関行政七三十一班
巡回指導報告書

国際協力事業団
研修事業部

110
31.5
TA

200
105
C0
36/03

JICA LIBRARY



1048561[3]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 10	110
登録No. 00104	39.5
	TA

は じ め に

この報告書は、国際協力事業団が実施した集団研修「税関行政セミナー」に参加した帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として、帰国研修員の所属機関等を訪問し、現地での諸問題に関する指導並びにニーズの調査等を行うため、昭和52年8月22日から9月2日までの12日間、大韓民国、シンガポールの2ヶ国に派遣した巡回指導税関行政班の業務報告である。

本報告書により、当該研修分野における各国の実情、帰国研修員の活動状況、彼らが抱えている諸問題及び研修に係る要望事項等について関係各位のさらに深い御理解をいただき、今後の研修コースの改善に資すれば幸いである。

なお、本件の実施のために御協力を賜った外務省、大蔵省、東京税関、その他関係機関各位に対し深い感謝の意を表したい。

昭和52年9月

研 修 事 業 部

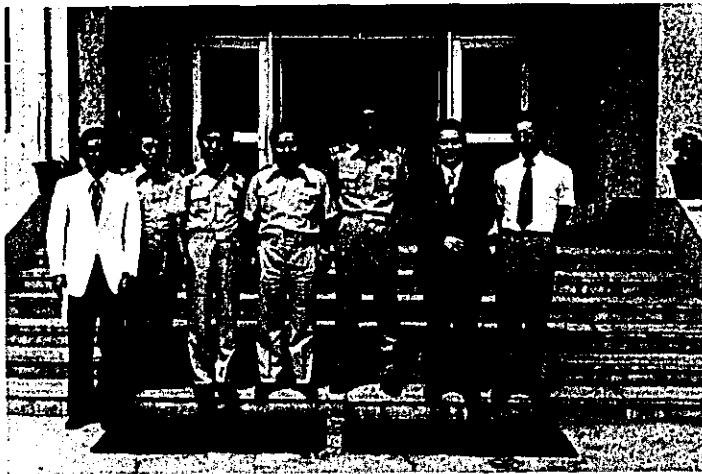
部長 八 坂 傳 郎



8月23日 財務部関税局にて
制度課長、関税協力課長、関税調整課長と



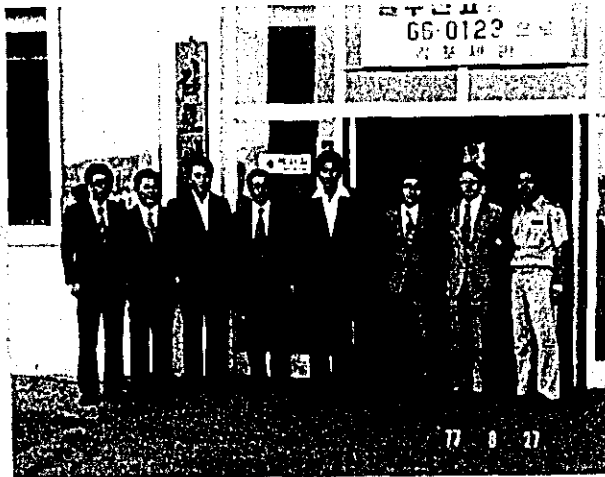
8月23日 関税庁長権大賢氏（右から3
人目）、関税庁総務課長と（関税庁にて）



8月24日 外国郵便局にて



8月24日 帰国研修員との懇談会（関税庁にて）



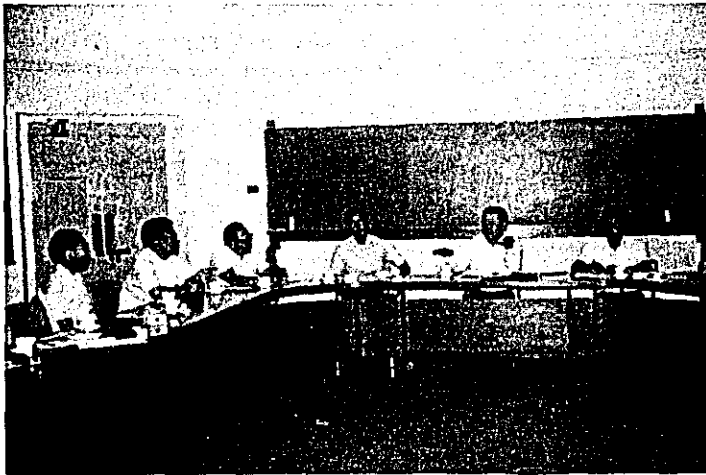
8月27日 金浦国際空港税関にて
税関長黄元益氏（左から4人目）、監視局長、税務局長と



8月29日 Custom Houseにて



8月30日 Harbour Divisionにて
Senior Superintendent of Customs(SSC)
Mr. Heng Fook Wongと(左から2人目)



8月31日 帰国研修員との懇談会
(Custom Houseにて)



8月31日 Custom Houseにて
帰国研修員と

目 次

1. 巡回指導の目的	1
2. 指導班の編成、訪問先、日程	1
(1) 指導班の編成	1
(2) 訪 問 先	1
(3) 対象帰国研修員	2
(4) 質問書の作成及び送付	3
(5) 日 程 表	3
3. 巡回指導内容の概要	6
A 大韓民国	6
B シンガポール	16
結 び	27

1. 巡回指導の目的

今回の巡回指導の目的は、下記の点におかれた。

- (1) 税関セミナー研修員に会い、彼らの現在の活動状況、及び日本で習得した知識や技術をどのように自国の行政に生かしているかを把握する。
- (2) 派遣機関を表敬訪問し、セミナーについての意見やアドバイスを聴取すると共に、今後の友好的交流のための意見交換を行う。
- (3) 今後のセミナーの企画、立案の参考とするため、研修員の感想、要望等を聴取する。

なお、今年の比較研究課題の関係から、旅具通関と外国郵便の通関を中心に見学することとした。

2. 指導班の編成、訪問先、日程表

(1) 指導班の編成

団長 武田益雄 大蔵省関税局国際第2課（統括調査官）
佐藤昌博 大蔵省東京税関監視部図書調査課（調査官）
田口 徹 国際協力事業団 研修事業部研修第一課

(2) 訪問先

- イ. 大韓民国 (イ) 金浦国際空港税関
(韓国) (ロ) 在大韓民国日本国大使館
(ハ) 財務部関税局
(ニ) 関税庁
(ホ) 仁川火力発電所 保税建設場
(ヘ) ソウル税関（外国郵便局）
- ロ. シンガポール共和国
(シンガポール) (イ) 在シンガポール日本国大使館及び国際協力事業団シンガポール事務所
(ロ) シンガポール関税及び消費税庁
(ハ) シンガポール税関
○ 研修部 ○ 外郵部 ○ 埠頭部 ○ 港湾部
○ パヤ・レバー国際空港税関

(3) 対象帰国研修員

本税関セミナーは、1970年開始以来第7回を終了したが、今回は原則として1972年から1976年の参加研修員を対象とした。

イ. 大韓民国の参加者（本表以外に2～3名退官者または欠席者あり）

氏名	参加年度	現職	備考
潘 泰 珪	1971	仁川税関 富平出張所長	
尹 鳳 均	1971	ソウル税関 輸入課長	
嚴 基 皓	1972	馬山税関 副税関長	
鄭 弼 模	1972	仁川税関 水原出張所	
柳 鐘 皓	1973	南ソウル税関 輸入課	
劉 基 炯	1973	金浦税関 旅具第三課	
孔 成 大	1974	釜山税関 輸出第一課長	
梁 成 模	1974	財務部 関税調整課	
李 秀 雄	1976	仁川税関 輸出第一課長	

ロ. シンガポールの参加者

氏名	参加年度	現職
Mr. Too Seng San	1972	SSC. Harbour Div.
Mr. Quek Sah Chiew	1972	SC. Welfare/Transport Sec.
Mr. Loo Hong Kwai	1973	SC. Manifest & Postal Div.
Mr. Tay Chin Leong	1973	Custom House.
Mr. Yap Swee Siang	1974	SC. Anti-Evasion Div.
Mr. Teng Leng Ghee	1974	SC. Investigation Div.
Mr. Foo Sack Jee	1975	ASC. Airport Div.
Mr. Lum Fook Tin	1976	ASC. Petroleum Div.
Mrs. Koh Chong Joo	1976	ASC. Permits Div.

(4) 質問書の作成及び送付

イ. 巡回指導についての質問書の作成及び送付

本巡回指導の目的を十分に達成するため、次の質問書を事前に郵送しておいた。一部訪問当日未提出の参加者もあったが、ほぼ全員が記入に協力してくれた。(別添資料1)

(5) 期間および日程

昭和52年8月22日(月)より同年9月2日(金)まで、下記日程表のとおり行動した。

月	日	曜	時刻	内 容
8	22	月	13:30	東京国際空港発(KE704)
			15:40	金浦国際空港着(大韓民国ソウル市)
			16:00	同空港税関税務局長、監視局長表敬、同空港税関の
			17:30	機構等の説明を受け、旅具通関実務見学
			18:00	ソウル東急ホテルチェックイン
			19:00	大使館招待夕食会、現地事情の説明を聞く
			21:00	
	23	火	10:00	大使館訪問、懇談、打合せ
			12:00	
			13:30	財務部(Ministry of Finance) 関税局訪問
			14:20	
			14:30	関税庁(Department of Customs Administration) 訪問、庁長(Mr. Dae Hyun Choo)、
			17:50	総務課長と懇談
			19:00	財務部関税局主催夕食会
	22:00			

月	日	曜	時刻	内	容
8	24	水	9:20	韓国電力仁川火力発電所保税建設場視察	
			}		
			10:30		
			11:20	外国郵便局 (International Post Office)	
			}		
			12:00	見学	
			12:10	関税庁主催昼食会	
			}		
			13:30		
			14:30	帰国研修員と懇談	
			}		
			17:00		
			18:00	帰国研修員と会食、懇談	
			}		
			20:30		
25	木		10:00	反省会、日程確認	
			}		
			12:00		
			13:00	報告書取りまとめ、作成	
			}		
			16:00		
				(スリランカ訪問の中止連絡入る)	
26	金		9:00	変更日程打合せ	
			}		
			16:00		
27	土		14:50	金浦国際空港発 (KE 603)	
			19:00	ホンコン国際空港着	
28	日		11:00	ホンコン国際空港発 (SQ 645)	
			15:50	シンガポール国際空港着	
			16:30	King's Hotelチェックイン	
			16:50	大使館員、JICA シンガポール事務所長と打合せ	
			}		
			17:50		

月	日	曜	時刻	内 容
8	29	月	10:00	大使館、JICAシンガポール事務所訪問、打合せ
			}	
			12:00	
			14:30	Custom House, Inspection Branch,
			}	
			15:00	Special Branch 訪問
	30	火	15:00	Custom House, Administrative Branch,
			}	
			16:00	Customs Training School 訪問
			9:00	Custom House, Inspection Branch,
			}	
			12:00	Manifest & Postal Div. 訪問、視察
			14:30	SSC Harbour Div. 訪問、同 Div. 所属監視艇に
			}	
16:10	乗船、シンガポール港内視察			
31	水	9:00	Preventive Branch, Docks Div. 訪問、Free	
		}		
		10:30	Trade Zone 視察	
		11:00	Enforcement Branch, Airport Div. 訪問、	
		}		
		12:00	シンガポール国際空港内視察	
		14:30	帰国研修員と懇談	
		}		
17:00				
9	1	木	19:00	帰国研修員と懇談
			}	
			21:00	
	2	金	10:00	反省会、報告書取りまとめ
			}	
			16:00	
			9:00	シンガポール国際空港発 (SQ008)
			20:30	東京国際空港着

(注1) 時刻はすべて現地時刻である。

(注2) 文中SSCは、Senior Superintendent of Customsの略である。

3. 巡回指導内容の概要

A. 大韓民国

(1) 幹部表敬及び懇談の内容

イ. 金浦空港にて

大使館の水口参事官と堀一等書記官の出迎えがあった。

金浦空港到着後、帰国研修員Mr. Yoo(1973年組)の案内で、金浦税関の税務局長、張炳徹氏を訪ね、次いで監視局長の金哲洙氏を訪ねた。金浦税関の組織は別添のとおりである。(別添資料2)

張局長から金浦空港における税関の取締態勢について、次のような説明があった。

- 携帯品検査については、旅具二課(50名内女子15名)と旅具三課(50名内女子15名)が交替で勤務にあたる。
なお、金浦税関における1976年の入国旅客数は、680,400人で、全国1,289,000人の約38%であった。
- 携帯品申告書は申告物品の有無に関係なく全員提出しなければならない。高価品(毛皮製品、高級時計、宝石、ゴルフ用具等)は、使用中のものも申告することとなっている。
- 入国管理庁は旅券チェックの際、税関申告書にパスポートの区分(外交、公用、軍関係、一般)を押印し、旅具検査に活用している。
- 旅具検査の主眼は、①国家安全(銃器、爆発物取締)、②高級品の密輸防止においている。
- 検査方法としては、X-Ray検査を全部の携帯品貨物に適用している。また、金属発見器を使用して、ボディチェックも行っている。
- 免税基準としては、酒2本、タバコ(紙巻)400本は明示されているが、他の物品は旅客の旅行目的等により決定されているようである。
なお鹿の角(鹿茸)の輸入は厳重にチェックされる。
- 徴税物品は旅具一課が担当し、次の区分により処理される。
 - ◎ 現場通関 カウンターが別に用意されており、再検査が行なわれた後、納税、引渡しが行なわれる。

◎ その他 現場通関以外のもの（納税額をもっていない等）は
後日、旅具一課の本部において通関される。

○ ボンドシステム

検査場近くに韓国関税協会が運営する保税上屋 (Bonded Shed)
があり、「保税一時預り」を行っている。

入国者はこの保税上屋に預けておいて、出国時受けとって行く制
度である。（別添資料 3）

○ 別送品通関は税務局輸入課が一元的に処理する。

○ 旅具通関の問題点

◎ 旅客とのトラブル 免税基準等をめぐり、トラブルがおき易い
ので特に注意している。

防止策として接遇研修等を行う他、女子検
査官を 80 名採用し、ソフトムードに努めて
いる。

○ 検査場の検査状況監視テレビの活用

監視局長室にモニターテレビが設置されており、監視局長が常時
監視している。職員のチェックよりは不審な行動のある旅客を主と
してマークしている。

○ その他出国検査についても説明があったが、我が国の検査と大同
小異である。

ロ. 財務部関税局にて

応接	制度課長	金	徹	進	氏
	調整課長	李	鎮	茂	氏
	関税協力課長	文	憲	相	氏

ここでは今回の巡回指導の目的等について懇談した。その中で金制
度課長は、日本の申告納税制度に関心をもっていること、「割合免税」
（仮称）とでもいふべき関税率の導入を決定した旨の説明があった。

〔例〕

輸入牛皮 100トン 国内向け加工用 10トン、輸出用 90トン

(従来の税率 20%)
(価格 AW) → 改正後の徴税は

$$(AW \times 0.2) \times \frac{10}{100} = 20\% \times \frac{1}{10} \text{ となるよう}$$

すなわち牛皮の税率は 2% とする。

このあと記念撮影を行い、引き続き関税庁を訪ねた。

ハ、関税庁にて

堀一等書記官の案内で、総務課長の鄭重烈氏に会い、日本の税関との組織上の相違等を中心に懇談した。

韓国の関税当局の機構は、我国の主税局と国税庁の関係のように、制度企画立案部門である財務局と、実施部門である関税庁とに分れていて関税庁に 161 名、その下部機関である税関に 2,424 名の職員が配置されている。(別添資料 4)

鄭総務課長の案内で関税庁長の崔大賢氏を庁長室を訪ねた。

崔庁長は、元最高検事で温かな感じの人であった。韓国行政当局と日本の友好を希望する旨の挨拶があった。堀書記官の通訳により、約 30 分間懇談し、当方からも巡回指導の目的、関税行政の協力関係等について説明した。

懇談後、同庁長室において崔庁長を含めて記念撮影を行なった。

ニ、韓国電力仁川火力発電所保税建設場にて

1976 年組研修員、李秀雄(仁川税関輸出課長)の案内で当所を訪ね、わが国にはない「保税建設場」(アジア地域でも本制度は韓国にのみあるものである)を見学した。

李麟穆建設事務所長の説明をうけ、現場に案内された。

【保税建設場について】

通常 Bonded Construction Area と英訳され、発電器等、大型機器の組立て場所として税関長から許可が与えられる。

保税建設場においては外国貨物（関税未納）のまま必要な部品を自主記帳により使用することができ、不使用となった部品は積みもどしが認められる。例えば、発電用タービン等は、組立てに一器あたり2～3か月を要するが、輸入者は発電用タービンに使用する部品を数回、数10回に分けて輸入申告をしておき、未検査のまま、組立作業に入る。

タービン完成後、輸入検査を受けて輸入許可を受けることとなる。この間、部品の使用状況については保税部門職員の巡回検査が週1～2度の割合で実施される。

所長の説明によれば、本制度により、発電所の作業は極めて大きな便益を与えられたとしている。

ホ. ソウル税関（外国郵便局）にて

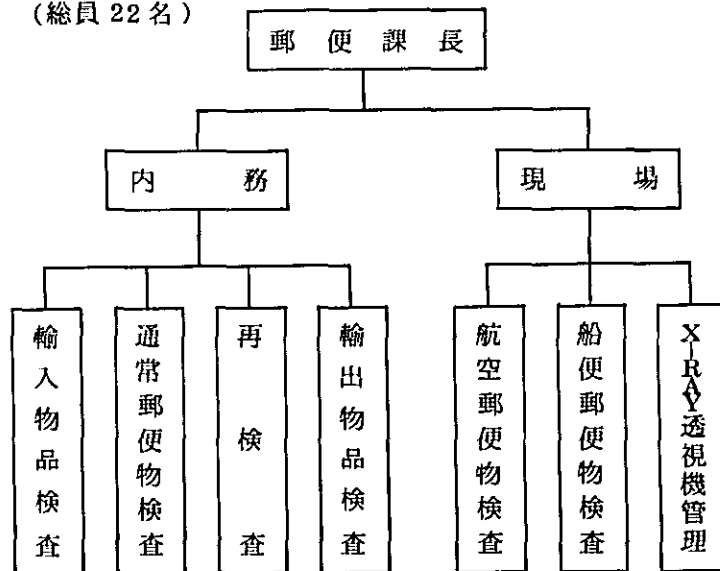
外国郵便の通関状況を見学した。

柳會箕輸入局長から、韓国における外国郵便の通関制度の概要説明があり、引き続き現場を見学した。

なお、概要は次のとおりである。

〔1〕業務分掌

（総員 22 名）



〔Ⅱ〕業務處理現況

1) 輸入郵便物

- ① 輸入小包郵便物目錄接受
（関税法第151条 根拠）
- ② 通関（一般小包、10 kg未滿）
航空、船便小包
 - I) 受取人立会検査
郵便物到着通知書提示
郵便局職員物品開装
税関鑑定官吏検査鑑定
 - II) 課税物件確定
品名、規格、数量確認
課税価格決定税率税額
目錄作成用紙郵便局引継
 - III) 税金徴収
郵便局受取人立会
告知書作成交付
現場受納 現品引渡
 - IV) 一方検査
受取人不立会
通常郵便物（1 kg未滿）
- ③ 通関不許
 - I) 関税法第146条該当物品
 - II) 商用性物品
 - III) 同一小包
 - IV) 其他国民經濟阻害物品
- ④ 犯則嫌疑
検査物品中関税法関係法令
違反物品発見時審理調査
- ⑤ 受取拋棄

2) 輸出物品

① 窓口接受検査

発送人、郵便局立会

② 地方郵便局接受物品

国際郵便局総合抜萃検査実施

(III) 国際郵便局業務事項

1) 国際郵便局到着郵便物分離作業

2) 郵便物到着通知書発送

(通関日時明記)

3) 郵便物保管引渡

4) 郵便物通関一般関税徴収

5) 輸入、輸出、返送業務一括処理

(IV) 各種統計

1) 発送国別小包(輸入)通関実績

(件数)

地域別 半期別	美 国 (件)	日 本 (件)	中 国 (件)	CANADA (件)	HONGKONG (件)	其 他 (件)
76年 上半期	22,675	18,823	1,162	1,440	1,718	11,374
77年 上半期	38,010	33,735	4,960	2,857	3,573	27,891
対比(%)	168%	179%	427%	198%	208%	245%

2) 輸出小包通関実績

76年 上半期 件数 : 79,258件

77年 " " : 67,904 "

対比(%) : 86%

3) 郵便小包返送実績

76年 上半期 件数 : 2,404件

77年 " " : 2,475 "

対比(%) : 103%

(2) 帰国研修員との懇談会

関税庁会議室にて 8月24日(水)

開会にあたり当方から本巡回指導の目的、協力関係の強化の必要性について、簡単な説明を行うとともに、韓国税関当局の現在までの研修及び巡回指導に対する協力に感謝の意をのべた。これに対し、1971年組馬山副税関長の厳基皓氏から概ね次のような挨拶があった。

- 韓国と日本は相互に、貿易立国として、従来から緊密な協力関係を保って来たが、今後もこの協力関係を維持していくことが重要である。
- この意味から、税関行政セミナーは貴重な機会であり、今まで日本国が提供した便益に対し心から感謝している。

続いて各研修員から税関セミナーをふり返ってみての感想をのべてもらった。概要は以下のとおりである。尚、堀一等書記官が日韓の通訳を引き受けてくれた。

- 厳 基皓氏 (1972)
 - 日本においては通達や行政指導でカバーできる事項までを政令に盛っているように感じた。
 - 韓国においては輸入貨物が上屋に搬入されたことを証する搬入印(税関印)がない時は、輸入申告を行えない。又、上屋で検査を行っていた。(本件は検査場持込見本検査制度導入により現在は取扱いが異なる。)
 - 神戸税関を見学した際に特殊な酒ビンに入った酒について、酒ビンと酒を別欄に申告させていたことに興味をもったことがある。
 - 関税率、分類等について更に専門的な研修が必要と思う。
- 尹 鳳均氏 (1971)
 - 日本と韓国の関税制度は類似しているように思う。
 - 輸入貨物の検査について韓国は全量検査、日本は一部検査が主体である。

- 日本では関税率を本省や他税関に照会する際に電話で行っていたが、韓国においては書類で行わなければならない。事務簡易化の折から、日本のやり方は見習うべきであると思う。
 - 保税工場において原料と製品の割合を税関が予め定めている（製造歩留の決定）のは効果的であると思う。
 - 暫定税率の設定は参考になった。
 - 評価制度について一部機密の理由で説明して貰えなかったことがあった。
 - 今後の研修は一般的なものと、評価、分類専門的なものに分けて実施したらよいと思う。
- 李 秀雄氏（1976）
 - 申告納税制度及び事後調査事務に興味をもった。
- 鄭 弼模氏（1972）
 - 今後は他の参加国の制度についても紹介して貰いたい。
- 潘 泰珪氏（1971）
 - JICA や大蔵省の人々には大へんお世話になった。
 - 日本語も勉強したので、日本の本を読むことができ、改正手続き等を考える上で大いに役立っている。
 - 直接日本を見聞できたのでこれが何よりよかったと思っている。他のアジアの人達とも逢えてよかった。
 - 研修の効果として、ある問題に直面したとき、日本の制度とかやり方を頭に浮かべ、比較する習慣が身についたのはよいことだと思っている。
 - 自国の法令さえ十分理解できないのに、他国のことを全て理解することは難しいと思う。
 - 韓国には、関税関係法令は関税法と他に一つしかないが、日本には関連法規が沢山ある。

- 専門項目にしほり、その道のエキスパートを集めて研修を行えばよいと思う。
 - 専門家による通訳が望ましい。
 - 研修を通して、全般的な相互理解に役立っている。この点日本の政府に感謝している。
- 孔 成大氏（1974）
- 日本と韓国の税関行政は、制度面では似ているが運用面で異なる。
 - 韓国の制度手続を改善する際には日本の制度を参考にしたい。
 - 日本の行政が業者信頼に立っているのは韓国と異なる。
 - 保税の自主管理制度は日本の制度が導入されたものである。
従来は、税関職員が上屋に常駐して直接管理していたが、経済状態がよくなったので業者に任かせても事故がなくなった。
また、検査制度（従来は税関職員が上屋へ出向いて検査を行っていたが、日本の制度をとり入れ、サンプルを検査場へ搬入させて、検査を行う制度）も導入した。
 - セミナー終了後直ちに技術面で能力が向上したとは思わないが、運用面で役立っていると思う。
 - 今後の研修は講義を減らし、視聴覚機器を使用するようにしてもらいたい。
- 劉 基焯氏（1978）
- 神戸税関のサンプル室、分析システムに感銘を受けた。
 - 税関で不明な物品について中央分析所に依頼するのはよいシステムであると思った。
 - 今後の研修は、専門分野又は希望コースによってグループを作り、実地見学等行ったらどうかと思う。
 - 専門的分野に分けた小グループによる専門研修を望む。

- 梁 成模氏（1974）
 - 東航出張所（原木）の保税上屋の貨物管理状況に感銘を受けた。
 - 研修内容は全般的に表面的に終わってしまう。もっと詳しい研修が欲しい。資料も沢山必要であると思う。
 - 韓国では税関職員の研修は国税職員と一語であるが、今年から独立機関として発足する。
 - 貿易統計は日本においては合理的に行なわれていると思った。韓国においても、一部日本の方法を見習って改善した部分がある。
 - 韓国では関税局（政策、企画面担当）と関税庁（実施面担当）があるが、税関セミナーは実務に片よりすぎている。もっと政策面の研修が欲しい。特に関税率設定の背景等についての知識を得たい。
 - 観光旅行のみでなく、大企業の工場見学をしたかった。

- 柳 鐘皓氏（1973）
 - 日本の皆さんに再会できてうれしく思う。
 - 関税率表の改定訳文の作成に6人の職員が当たっていたのを見て感銘を受けた。
 - 分析室、統計研修所の状況を重点的に紹介した。
 - 免税及び関税率に関する事項で一部機密事項との理由で教えて貰えなかったことがある。日本へ呼んでくれたのだから何でも教えてもらいたい。
 - 今後の研修は講義中心になっているので実地研修を多くして貰いたい。
 - 研修は日本を理解する上で有意義であった。

- 潘 泰珪氏（1971）
 - ある税関で、評価に関する事項について機密事項であるとの理由で教えてもらえなかったことがある。
 - 評価方法についてもっと知りたかった。

- 李 秀雄氏（1976）
 - 日本の税関職員の研修状況を英文で説明した VTR を見たい。

JICA への要望事項

- 文書等を送付する際に Mailing Address を関税庁にすれば確実に着く。個人の住所は変りうるので今後は関税庁へ送付してもらいたい。

B. シンガポール

(1) 幹部表敬及び懇談の内容

イ. 関税消費税庁にて

Enforcement Branch の Mr. P. Ramanathan (Assistant Comptroller) 及び Inspection Branch の Mr. Tan Sin Ghee (Assistant Comptroller) を各々表敬し、わが国の税関行政セミナー、今回の旅行目的等について懇談した。その後両氏の紹介により、当初予定になかった同庁 No 3 の地位にある Special Branch の Mr. Liao Long Sing (Senior Assistant Comptroller) に面会した。Mr. Liao は、かつて麻薬研修で来日したことがあり、われわれを暖かく迎えてくれた。関税消費税庁における麻薬対策の責任者である同氏から、最近同庁が採用した麻薬犬及びシンガポールの麻薬犯罪の現状について説明があった。この面会には、シンガポール港監視取締りの最高責任者である Special Duties Branch の Mr. Mugan (Assistant Comptroller) が同席した。なお、表敬及び懇談には、日本大使館の大西二等書記官と JICA 坂本所長が同席した。

ロ. 税関研修学校 (Customs Training School) にて

税関研修学校の校長 (Principal) である Mr. Heng (Senior Superintendent) を関税消費税庁内の同校校長室に尋ね、約 1 時間にわたって懇談した。Mr. Heng は、研修業務以外に同庁の儀典官 (Protocol officer) を兼ねており、同氏から、シンガポールの研修制度の他に、関税消費税庁の機構等についても簡単な説明があった。(別添資料 5 参照)

また、われわれ一行のシンガポールにおける公式行事は、同氏を窓口として行われるとの説明もあった。

同庁における研修制度の概要は次のとおり。

シンガポール関税消費税庁の税関研修学校及び研修制度

(Ⅰ) 税関研修学校の組織と機能

Customs Training Schoolとなっているが、わが国の税関研修所のような独立した機関ではなく、同庁8局の一つであるAdministrative Branchの1部門である。同校のスタッフは、校長の他に副校長(Superintendent)2名、教官(Assistant Superintendent)4名、準教官(Senior Customs officer)1名、事務員(Customs officer)2名の計10名で運営されている。同校は、国内における職員の研修の企画、立案、実施の他に海外研修等に参加する職員の選考、派遣業務も担当している。

(Ⅱ) 施設

わが国の税関研修所(東京・市ヶ谷)のような独立した建物はなく、関税消費税庁内3階に設置されており、校長室1、事務室兼展示室(注)1及び教室2からなっている。

(注)事務室の入口に“Museum”の表示があったが、同室内のガラスのショーケース内に禁制品、有税品等のサンプル及び密輸品が、また、壁に密輸事件の事例写真が展示されている程度である。

(Ⅲ) 研修コース

同校が実施している研修コースは、下記の5つに分けられる。

1) Induction Course (新規採用者用)

Assistant Superintendent	4週間
Customs officer	2週間

2) Refresher Course (再教育用)

Assistant Superintendent	} 2週間
Senior Customs officer	
Customs officer	

3) Examination Course (昇任試験用)

Senior Customs officer }
Customs officer } 2週間

4) Special Course (特別コース)

特別コースの一つに FBI or Combat-Type of Shooting Course がある。これは、警察学校 (Police Academy) において行われる射撃研修である。

選抜された職員 7日間

5) English Language Course (英語研修)

これは、主として新規採用者で、英語の不得手な者を対象にした研修。

選抜された職員

Assistant Superintendent (人事院研修所) } 半日 -
Customs officer クラス (税関研修学校) } 3カ月

以上の研修の実施にあたっては、法令、実務の習得の他に、税関職員としての規律を身につける為の教育もなされている。例えば、Customs officer は研修期間中、制服の着用を義務づけられており、定期的に制服のチェックが行われ、そして時には髪の毛の手入れについてもチェックされる。なお、この Customs Training School は、将来 Customs Academy の規模に発展することが計画されている。

ハ、マニフェスト/外国郵便部 (Manifest & Postal Division) にて同部の二つある課の一つ、郵便課 (Postal Parcel Section) のチーフで 1973 年の研修員であった Mr. Loo から郵便物通関の概要について説明を受けた後、同氏の案内で中央郵便局分室 (Main and Parcel Center Postal Service Department) におもむき、郵便物通関業務を見学した。ここは、シンガポールを通過するものを含め全ての郵便物を取り扱っているためか、ソーティングエリア (仕分け場) はかなりの広さであった。しかし、建物自体は、プレハブで簡素なもので Mr. Loo の説明によれば、郵便物に含まれる有税品の種類が少ないので、(別添資料 6 参照) 税関検査の対象として、税関

当局によって一時差し止めを受ける郵便小包は、全体の30%程度である。また、世界各国の税関当局は、郵便物通関上の問題点の一つとして、郵政当局との協力関係をあげているが、その点について、シンガポールでは非常にうまくいっているとの説明があった。

ニ. 港湾部 (Harbour Division) にて

同部の訪問は、当初、スケジュールになかったが、われわれの希望を入れ、研修学校の Mr. Heng がアレンジしてくれたものである。

シンガポール港に面した Special Duties Branch の1部門である港湾部の本部玄関で、われわれ一行を迎えてくれたのは、1972年の研修員であった Mr. Too であった。Mr. Too は、現在同部部長代理の職にある。同氏の説明によると、同港湾部は、3課に分かれており、その内の1課、機動課 (Operation Section) には、約140名の職員 (除く船舶職員) と45隻 (ランチ22隻、スピードボート23隻) の監視艇が配備されており、24時間シンガポールの海の監視取締りに従事しているとのことである。懇談後、大型監視艇に乗船し、約1時間、港内を見学した。なお、訪問、見学には Mr. Heng が同行してくれた。

ホ. 埠頭部 (Docks Division) にて

Preventive Branch の一部門である埠頭部の本部において同部次長席の Mr. Lim から Free Trade Zone (以下「FTZ」とする) について簡単な説明を受けた後、現在四つある FTZ の一つ、Keppel FTZ を視察した。同じ貿易立国であるわが国にはない制度であるだけに、同行した Mr. Lim とわれわれとの間で活発な質疑応答がかわされ、予定時間をオーバーしてしまった。FTZ の概要は、次のとおりである。

自由貿易地域 (FTZ) の概要

(1) FTZ の設置目的

シンガポールは、従来からその地理的に有利な条件を生かして、東南アジアにおける中継貿易地として発展してきた。シンガポール政府は、1966年に自由貿易地域法 (Free Trade Zone Act)

を制定し、有税品(注)の取扱いを容易にするとともに、その他の通過貨物に対しても蔵置場所、ハンドリング等のサービスを提供することによって、さらに中継貿易地としての利用価値を高める事を推進してきた。

(注)シンガポールにおける主な有税品は、石油・酒類・タバコ・衣料品・菓子類及びTVセットである。

(II) FTZの管理と諮問委員会

FTZの管理は、シンガポール港湾当局が行っている。またFTZの適正な管理、運営をはかるため、官民代表者からなる諮問委員会が設けられており、委員会の委員には、産業、貿易、運輸等の業界の代表者及び関係行政機関(税関、通商、港湾当局)の職員のうちから大蔵大臣が任命する者があてられている。

(III) FTZの種類

現在、シンガポールには下記の四つのFTZがある。

- 1) **Telok Ayer Basin, Container Terminal & Keppel Wharves**
在来船、コンテナ船、近海貿易船、はしけ用
- 2) **Jurong Wharves**
造船所(含修理工場)用
- 3) **Sembawang Port**
コンテナ、木材用
- 4) **Pasir Panjang Wharves**
近海貿易船、はしけ、ラッシュ船用

なお、シンガポール港沖にある製油所地区については、自由貿易地域法の適用はないが、FTZと類似した税関手続きが適用されている。

(IV) FTZ利用のメリット

- 1) 蔵置期間中の関税等の徴収はない。しかし、酒類、タバコについては、担保の提供が要求される。
- 2) 蔵置、仕分、改装、マーキング、ラベリング等の作業のための

税関手続が不要である。

- 3) 通常の場合、蔵置期限の制限がない。
- 4) 蔵置料金は安い。また、埠頭、消費地に隣接しているため運送経費は最少限で済む。
- 5) 分類、課税価格決定のためのサンプリングを、地域内で行うことができる。
- 6) 蔵置貨物の廃棄、展示、他の FTZ への運送は、簡単な手続で行うことができる。
- 7) FTZ 内の上屋から直接郵送できる施設がある。
- 8) 船用品としての蔵置及び船舶への外国貨物の供給が可能である。

へ、空港部 (Airports Division) - パヤ・レバー国際空港にて

同部は、Enforcement Branch の 1 部門で、旅具課 (Passenger Section) と貨物課 (Cargo Section) に分かれている。

入国検査場に隣接した事務所の一室において、部長の Mr. Lin と同空港及び羽田空港における旅具検査方法、職員の勤務体制を中心に懇談した。同空港には、現在、一日平均 160 機の入出港機、約 6,000 人の入国客があるが、近年、増加する航空機、観光客による過密解消対策として、現空港の 5 倍以上の広さを持つチャンギ国際空港を 1980 年開港を目標に建設工事中である。

懇談後、引き続き入国検査場を見学したが、時間の関係上、出国検査場及び航空貨物通関の視察は中止した。懇談の主な内容は次のとおり。

旅具検査方法及び職員の勤務体制

(1) 旅具検査方法

旅具検査は一直線の長いカウンターにおいて 7～8 人の検査官によって行われる。検査終了後、荷物に税関印が押される。有税品が少なく、しかも観光客誘致の国策上、検査は簡単で、申告書の提出も不要である。徴税はほとんどが酒・タバコに限られており (酒は 1 本、タバコは 200 本免税) 徴税事務は、原則として当該検査官が、検査場に隣接した事務室で行う。

(II) 勤務体制

旅具検査職員をA、B、C、Dの4班(1班13名)に分け、1日を次の三つの時間帯(a、b、c)に分け、3班が交代で勤務する。残りの1班は休日(off duty)である。

		第1日	第2日	第3日	第4日
a - 8.00 ~ 15.30	A班	a	b	c	off
b - 14.30 ~ 22.30	B班	b	c	off	a
c - 22.00 ~ 08.30	C班	c	off	a	b
d - Off Duty	D班	off	a	b	c

なお、c勤務の場合、規則上、睡眠時間は認められておらず、寝室もない。しかし、仕事がなければ適当に休息することはさしつかえないとのことである。

(2) 帰国研修員との懇談会

帰国研修員との懇談会は、関税消費税庁内の会議室において研修員全員と研修学校長のMr. Heng、次期来日候補者Mr. Tenが参加して行われた。なお、Mr. Hengが司会の労をとってくれた。終了後、全員で同庁正面玄関において記念写真をとった。主な懇談内容は次のとおり。

懇談の内容

日 - 日本側

シ() - シンガポール側

日 - 先ず、研修を受講した結果、わが国の関税制度を紹介したり、又は、それらを参考にして改善された制度、手続等がありましたらお聞かせ願いたい。

シ(1) - 日本の制度の中に輸入貨物の事後調査(Ex-Post Facto Investigation)というのがありますが、シンガポールでも、Anti-Evasion Divisionが似たような仕事をしております。当Divisionは、近年組織が強化されました。また、商社等へおも

むいて行う帳簿等の調査には、従来裁判所の許可状が必要でしたが、法が改正され、Divisionの長による許可状により調査が行えるようになりました。これらは、日本の制度を参考にしたものと理解しております。

シ(2) — 羽田空港の旅具検査場を見学して、グリーンアンドレッドチャンネル方式は良い制度だと思い、帰国後紹介しました。

(上記(2)に関連して司会の Mr. Hong のコメント)

「わが国の有税品の種類は少なく、徴税を目的として、検査を厳しくする必要はありません。その上、観光客誘致の国策上からも検査は簡単に行っています。くり返しますが、わが国の空港における旅具検査に対する姿勢は、航空機で入国する旅客の大部分は、観光客であり、悪質な密輸入はないという基本理念に立っております。以上の理由から、現在グリーンアンドレッドチャンネル方式をとる必要性はありません。新空港においても、同方式を採用する計画はありません。」

(Mr. Hong の説明に関連しての質疑応答)

日 — わかりました。しかし、税関検査をはなれて見た場合、現在のようないっしょのカウンターで、しかも出口が1カ所では、旅客の流れはよくありません。羽田空港のような、出口がたくさんあるカウンターの方がベターだと思います。

シ — その点は、改装経費等の問題で変更する計画はありませんが、新空港では採用する予定になっています。

日 — 次に皆様がセミナーに参加され、何かお気づきの点がありましたら、今後のセミナーの参考にしたいと思いますので、卒直なご意見、ご希望をお聞かせ願いたい。

シ(1) — 英語で直接講義していただきたい。通訳が入ると、半日の課目でも15分のコーヒブレイクも有り、実質45分ぐらいになってしまい、質問の時間もなくなってしまうからです。

日 ― われわれも、そのことで頭を痛めております。ある課目の専門家は、英語が不得手であったり、逆に英語のできる人は専門知識が不足していたりして、なかなかうまくいかないものです。

シ(2) ― Field Study を多くしてもらいたい。

日 ― この件に関しては、今年の研修では多く取り入れる予定になっています。

シ(3) ― コンピューターによる航空貨物通関を紹介してほしい。

日 ― コンピューターによる通関については、新成田空港開港後本格的に稼動することになっておりますので、来年の研修には取り入れたいと思っています。

シ(4) ― 研修期間が短いように思います。特にいくつかの課目について、専門的に深く実施してもらう場合には、長期間必要ではないでしょうか。

シ(5) ― 現在の研修は、総花的で、広く浅くという感じがします。

日 ― この問題については、研修終了後、常に一部の研修員から指摘されますが、本研修は基本的には、日本の関税行政全般について紹介するというのが趣旨であります。これらの問題を少しでも解消するために、毎年比較研究課目を取り入れております。

シ(6) ― ところで、改めて Follow-up Service の目的について、お聞かせねがいたい。

日 ― ①両行政当局の友好促進 ②Ex-Participants の意見を生かす ③わが国の New System 等の紹介です。

シ(8) ― 巡回指導を強化し、各国を巡って指導してはいかがですか。

日 ― 少い人員で多くのことを指導することは難しいと思います。

シ(6) ― 当地へ来て、シンガポール税関の印象はいかがですか。

日 ― 行政面で余り大きな差はないとの印象を持ちました。しかし、関税消費税庁という一本化した組織は日本と異なります。

それから、貴国の一般的印象として、都市は非常に近代化されているとの印象を持ちました。

(上記の印象に関連して Mr. Heng のコメント)

「シンガポールは、依然として開発途上にあるので、日本と余り差がないということで、技術援助を打ち切るなどとは考えないで下さい。今後とも、1人でも多くの研修員を招いていただくことを強く希望します。」

- 日 — 最後にこの席に、JICA の担当者がおりますので、カリキュラム以外で何かご希望がありましたら、お聞かせ願いたい。
- シ(全員) — 特にありませんが、Refresher Course をぜひ考えていただきたい。できれば1カ国単位で、すなわち、ここにいる全員を一度に招いていただければ、これにこしたことはありません。(笑い)
- 日 — かなり難しい問題ですが、帰国したらその旨上司に伝えます。

質問書に対する回答(まとめ)

- 1) 日本の研修で得たサジェスションにより新しいシステムを導入しましたか。
 - 日本の事後調査システムのヒントから、本制度に類似したシステムを確立した。
 - 紹介(説明)した事項
 - 通関業者制度
 - 空港における旅具通関のレッドチャンネルとグリーンチャンネル方式
 - 保税地域の許可手数料の課し方
 - 評価方法、税関研修所制度、マイクロフィルム(統計資料)
- 2) 日本の研修で得たヒントをもとに事後改善をしたことがありますか。
 - 直接改善したものはないが、自分自身の知識が広くなり、事に当って制度を比較する習慣が身につき、国際的感覚が身についた。
- 3) 日本で得た情報で最も有効なものは何ですか。
 - 民間に対する“open”な態度には感銘を受けた。
 - 研修所のシステムと通関業者制度

- 空港の通関方法
- 4) その他のコメント
- 期間は一般コースとしては長すぎ、特殊コースとしては短かすぎる。
 - 期間をもっと長くした方がよい。科目が多すぎる。もっと詳細の説明をして欲しい。
 - コースを財政関係（保税、通関、研修 etc）と取締（麻薬、事後調査 etc）に分けてはどうか。
 - コースを一般コースと特殊コースに分けてはどうか。
 - 討論の時間、実地見学の時間をもっと多くして欲しい。
 - 税関が監督している場所（タバコ工場、酒製造所、倉庫 etc）をもっと見学したい。
 - JICA における最初のオリエンテーションは不要である。
 - 家庭訪問制度を導入されたい。
 - 通訳のために半分時間をとられてしまい残念だ。
 - 土曜日を活用すべきだ。
 - “Re-fresher Course” を設けてはどうか。

結 び

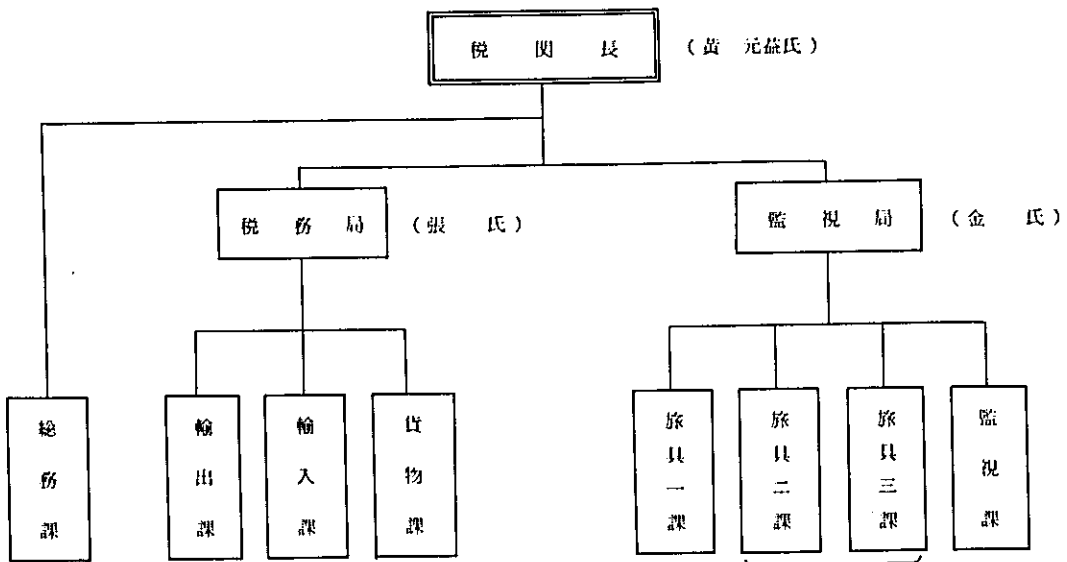
1. 韓国及びシンガポールの「税関行政セミナー」に対する期待と評価は、予想していた以上のものがあった。
特に韓国においては、我が国の税関制度を直接導入する意欲の強いことを感じた。
なお、シンガポールにおいては「英語による講義」を希望する声があった。
また、帰国研修員は「特別コース」(特定のテーマについて専門に研修するコース)の新設を強く要望している。
2. 今回の巡回指導は最初の試みでもあり、不慣れのため指導も不十分ではあったが、税関行政に直接携わる担当官相互の理解を促進する上で、大いに有益であったと思う。
今後、本巡回指導を制度化していくことの必要性を痛感している。
3. 今回の巡回指導では、当初スリランカも訪問することとしていたが、同国の国内事情から途中予定を変更し訪問を取止めた。
日程の変更等にあたり、関係者の方々には色々と御心配をかけた。
記して感謝の気持を表わしたいと思う。

昭和52年9月

税関行政セミナー巡回指導班


資料 2

金 浦 税 関 機 構 表



휴대품예치증

Certification of DepoSit

1) 예치번호 Deposit No.		2) 입항일자 Arrived Date	197 . . .				
3) 비행명 Flight		4) 성명 Name					
국내연락처(주소) Address in Korea		TEL.					
<p>관세법 제120조의 규정에 따라 귀하의 다음 물품을 예치함. According to Article 120 Customs Law, We deposit following items.</p> <p>197 . . .</p> <p>한국관세협회 김포사무소 Kimpo Office Korean Customs Association</p>  <p>다음 Following</p>							
Tag No.	포장의종류 Kind of package	수량 Qty	품명 Nomenclature	중량 weight	고가품 Expensive Goods		비고
					품명	수량Qty	
<p>주의 : 1. 본 물품은 반입한날로부터 2개월이내에 찾아가지 않으면 공매되거나 국고귀속 됩니다. In case you do not remove the goods from the storage place within 2 months the goods shall be sold after taking public notice.</p> <p>2. 출국시는 본 예치증을 항공기탑승 30분전에 보관장소에 제시하고 물품을 찾으시기 바랍니다. When you departure you must submit this certification to the checker of the storage place before 30 minutes on board.</p> <p>3. 본 예치증은 재 발행 하지 않습니다. We will not reissue this certification.</p>							

資料 4

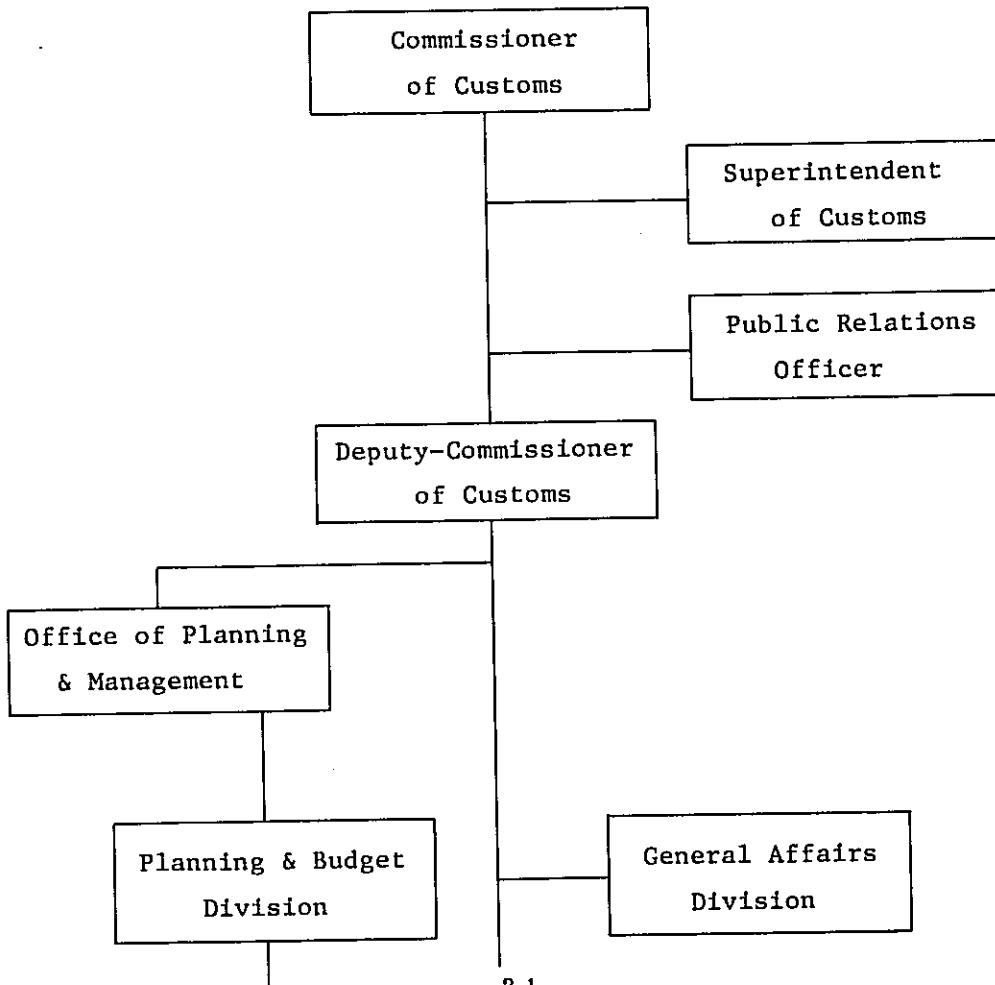
I. General Introductory

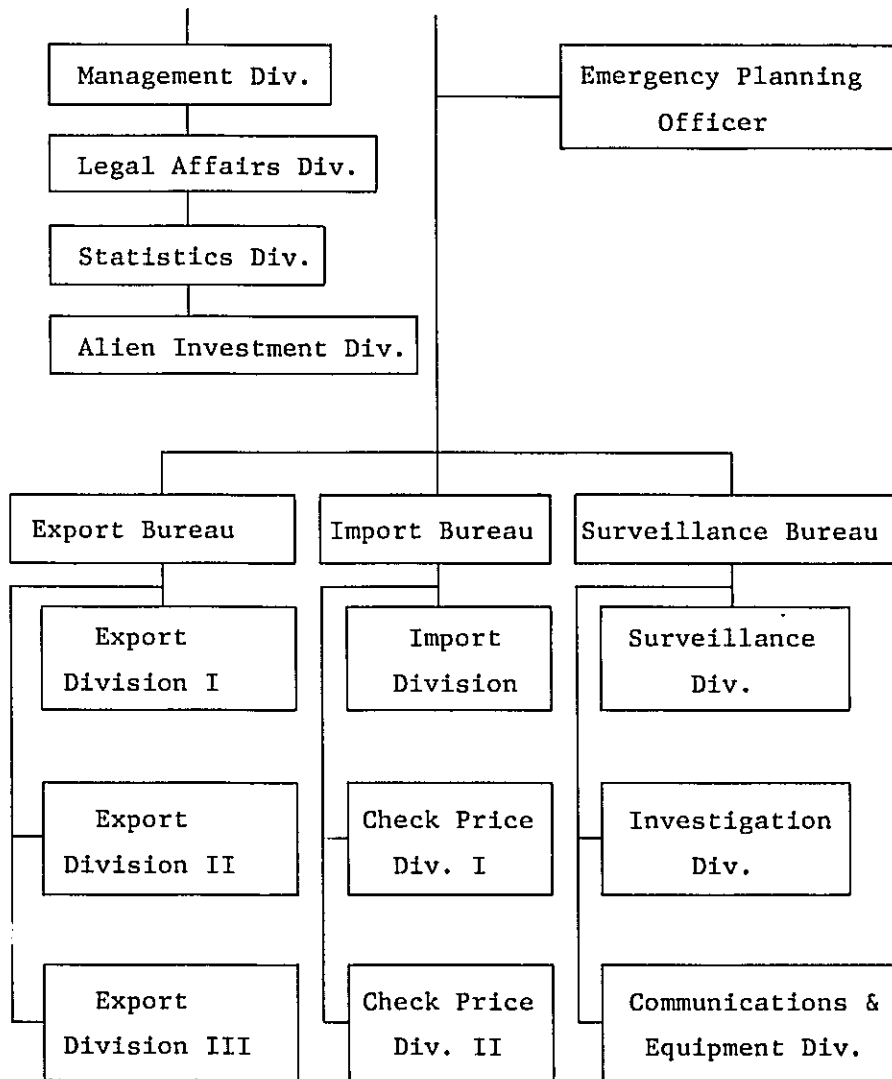
1. Scope of Function.

- a. Assessment, Exemption, and Collection of Customs Duties.
- b. Customs Clearance of Imports and Exports.
- c. Combating Smuggling.

2. Organization Charts:

- a. National Office.



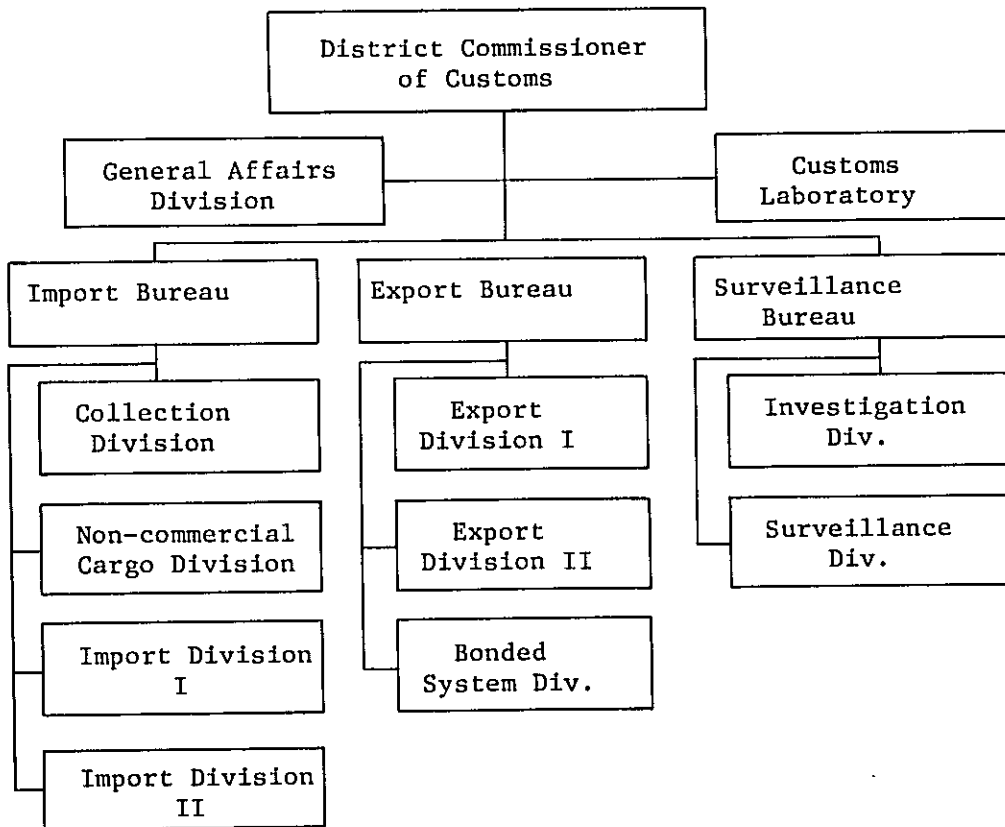


* Customs Representatives Abroad;

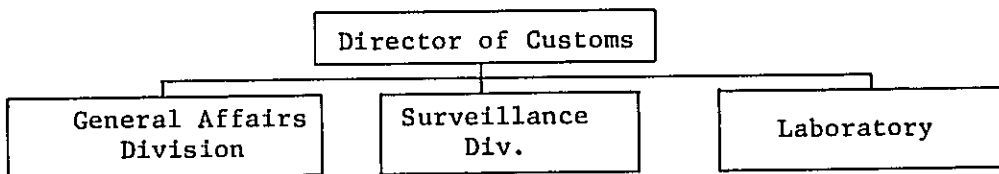
Hong Kong, Osaka, Tokyo (defunct) and New York (defunct).

b. Model organizations of Field Offices:

1) Customshouse Class A. (Larger in scale)

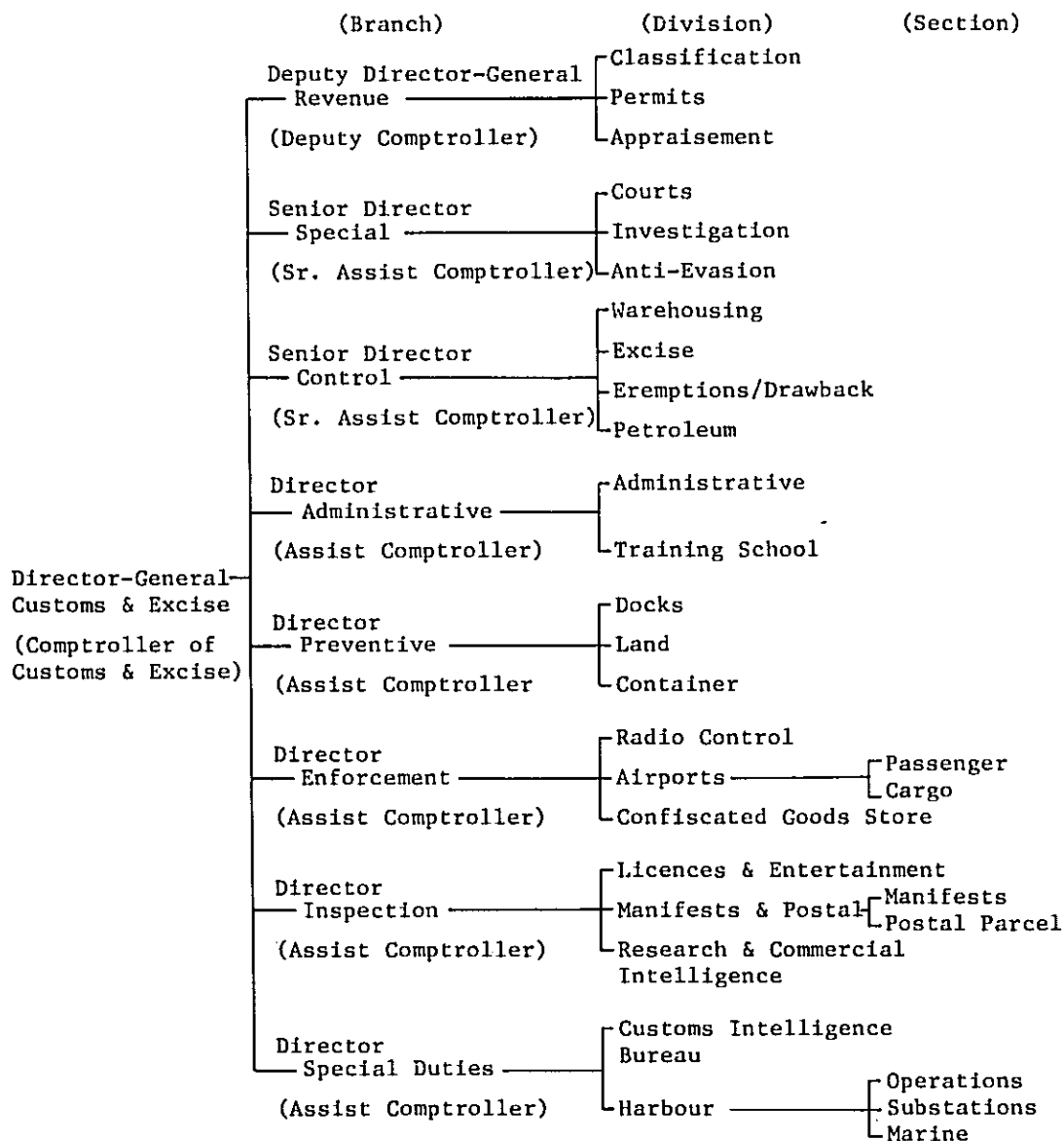


2) Customshouse Class B.



資料 5

Organization Chart - Customs and Excise Department



(注) ()内は、従来の呼称

Sectionについては、今回の訪問に関係のある部門のみ列記した。

資料 6

	<u>BTN CODE</u>			<u>DUTY RATE</u>
	<u>WOVEN ARTICLES</u>	<u>KNITTED OR CROCHETTED</u>	<u>KNIT OR CROCH ELASTIC OR RUBB</u>	
1. Sarongs	6101/100	-	-	15%
2. Bhoties	6101/200	-	-	15%
3. Sarees	6102/210	-	-	15%
4. Kain Batek or lepas	6102/220	-	-	15%
5. Undergarment				
(Lad)	6104/200	6004/900	-	15%
(men)	6103/900	6103/900	-	15%
(Infant)	6104/100	-	-	15%
6. Panty Hose or Tight	6006/400	-	-	15%
7. Cuterwear				
(Lad)	6102/290	-	-	15%
(men)	6101/900	-	-	15%
(Infant)	6102/100	-	-	15%
8. Shirts	6103/100	-	-	15%
9. Handkerchief				
Cotton	6105/210	-	-	15%
Other	6105/220	-	-	15%
10. Shawls, Searves Muffler, Veils	6106/000	-	-	15%
11. Ties, Bow, Cravats	6107/000	-	-	15%
12. Brassiers	6109/200	-	-	15%
13. Stocking, Sock	6110/200	6003/100	6006/300	25%
14. Knee-Caps	-	-	6006/900	15%
15. Corsets, Garter Suspenders belt	6109/900	6109/900	6109/900	15%

BTN CODE

	<u>WOVEN</u> <u>ARTICLES</u>	<u>KNITTED OR</u> <u>CROCHETTED</u>	<u>KNIT OR</u> <u>CROCH ELAS-</u> <u>TIC OR RUBB</u>	<u>DUTY</u> <u>RATE</u>
16. Gloves	6110/100	6002/000	6006/200	15%
17. Made Up acces- sories for gar- ments	6111000-2	-	-	15%
18. Knitted table Cloth, bed cover and pillow case etc.		6005/000	-	15%
19. Plastic Clothing PVC Belt Gloves	3907/510	-	-	15%
20. Leather belt Leather Clothing	4203/900	-	-	15%
21. Leather Gloves	4203/100	-	-	15%
22. Rubber Clothing Rubber belt Rubber Gloves	4013/900 4013/100	- -	- -	15% 15%
23. Headger (felt) (Plaited) Hairnet Other	6503/000 6504/000 - 6506/900	- 6505/000 6505/000 -	- - - -	15% 15% 15% 15%

	<u>BTN CODE</u>	<u>RATE OF DUTY</u>
24. Mattress supports, mattress foam rubber with inner spring	9404 100 9404 210 9404 220	20% 35% 20%
25. Quilts, eiderdowns	9404 290	20%
26. Cushions, pillow puffs foam tub Others	9404 310 9404 390	35% 20%
27. Chairs & Other Seats	9401 000	20%
28. Furniture	9403 900	20%

<u>DESCRIPTIONS</u>	<u>BTN CODE</u>	<u>RATE OF DUTY</u>
Chlorine	28 01 100	88 cts per kg

Chocolates	18 06 000	15% or 25 cts per kg
Sugar Confectionery	17 04 000	15% or 25 cts per kg
Lubricating Oil	27 10 610	\$ 2.20 per dal
Articles of foam rubber	40 14 100	35%

Remarks:

Rubber tyres - refer Heading 40.11
 Biscuits - refer Heading 19.07
 Petroleum - refer Heading 27.09

Unmanufactured Tobacco	24 01 000	\$36/= per kg
Cigars and Cheroots	24 02 100	\$45/= per kg
Cigarettes	24 02 200	\$45/= per kg
Beedies	24 02 300	\$20/= per kg
Snuff	24 02 400	\$40/= per kg
Tobacco in airtight containers for retail sale	24 02 811	\$30/= per kg
Tobacco not in airtight con- tainers for retail sale	24 02 812	\$30/= per kg
Pipe tobacco	24 02 820	\$25/= per kg
Others	24 02 890 - 3	\$35/= per kg

<u>DESCRIPTIONS</u>	<u>BNT CODE</u>	<u>RATE OF DUTY</u>
Beer	22 03 100	1 can = 0.037 dal @ \$27/= per dal duty = \$1.05 1 bot = 0.075 dal @ \$27/= per dal duty = \$2.05
Still wine not exceeding 42% proof spirit	22 05 110	1 bot = 0.075 dal @ \$75/= per dal duty = \$5.65
Still wine not exceeding 26% proof spirit	22 05 120	1 bot = 0.075 dal @ \$45/= per dal duty = \$3.40
Sparkling wine not exceeding 42% proof spirit (Champagne)	22 05 200	1 bot = 0.075 dal @ \$117/= per dal duty = \$8.80
Brandy not exceeding 81% p.s.	22 09 110	1 bot = 0.075 dal @ \$200/= per dal duty = \$15
Gin not exceeding 81% p.s.	22 09 210	1 bot = 0.075 dal @ \$190/= per dal duty = \$14.25
Rum not exceeding 81% p.s.	22 09 310	1 bot = 0.075 dal @ \$190/= per dal duty = \$14.25
Whisky not exceeding 81% p.s.	22 09 410	1 bot = 0.075 dal @ \$190/= per dal duty = \$14.25
Liqueurs, bitters not exceeding 100% p.s.	22 09 500	1 bot = 0.075 dal @ \$165/= per dal duty = \$12.40
Shandy not exceeding 5% p.s.	22 09 810	1 bot = 0.075 dal @ \$11/= per dal duty = \$0.85
Other spirituous beverages	22 09 900	1 bot = 0.075 dal @ \$240/= per dal duty = \$18.00

1 miniture bot = 0.005 dal

Half a bottle = 0.375 lit. or 0.0375 dal

Cigarettes - 1 ctn X 200s = 0.2273 kg @ \$45/= per kg
BTN 24 02 200 duty = \$ 10.25

